

○加西市特別会計条例の一部改正（議案第10号）

（主な審議内容）

問 旧下里小学校跡地の宅地分譲価格や目標としている完売時期は。

答 工事費や周辺の土地利用、取引単価等を参考に単価を設定し、4年から5年以内での、全28区画完売を目指しています。また、今回は特別指定区域への着手という重要な案件として、市が積極的に取り組んできた背

景がありますが、今後も継続していくことが最善とは考えておらず、民間の方から、土地購入を含めた開発アイデアをプロポーザル方式で募集し、実施していきたいと考えています。

（議決結果）

全会一致で可決

討 論

討論とは、議員が表決の前に、議題となっている案件に対し賛成か反対かの自己の意見を表明することです。3月議会では、8名の議員が討論を行いました。賛否の分かれた決議案については、以下のとおりです。

■決議案第1号 森元清蔵議長に対する不信任決議（案）について

決議案文（議員提案）

森元清蔵議長は、昨年、北条高校創立90周年事業の募金に対し寄附を行い、本人もこのことを認めています。議員の寄附行為は、公職選挙法第199条の2第1項等で禁じられた違法行為であります。加西市議会議員を6期23年間も務め、現在も二度目の議長職にある森元議長のことでありますから、当然、議長職を辞すことで今回の責任をとられるものと私たちは信じていました。

ところが、今回の件について「認識不足であり、二度といたしません」と謝罪の言葉はあったものの、あろうことか、議長の職を全うすることでみずからの責任を果たしたいと述べています。

議会は、行政が正しく行われているかをチェックし、必要な条例を制定する機関であります。それゆえ、私たち市議会議員は、一般市民よりも、また市職員よりも、高いモラルが求められ、厳しくみずからを律していかなばなりません。明らか違法行為を犯した者が、議会の代表である議長に居続けることなど許されるはずがありません。

よって、森元清蔵議長は、みずからの良識と判断において、直ちに議長の職を辞するよう求め、議長不信任を決議する。

【賛成】

○議長の職責は非常に重く、中立・公正な立場を貫き、民主的かつ効率的な議会運営に努めなければならない。秩序や品位を保持する職にある者として、議長は道義的責任をとるべきである。

○議長職を2度務めており、母校への少額の寄附であっても、公職選挙法に抵触しており、本来ならば制止しなければならない立場である。みずからの良識と判断において議長職を辞することが、加西市民の信頼につながると考える。

【反対】

○やめることによって責任をとるというのは無責任であり、断固反対する。いろいろと試行錯誤し、勉強しながら前進することこそが市民からは望まれていると考える。

○寄附行為の問題については、市民団体から告発され、法の判断を待っている段階であり、現時点での判断は避けるべきである。今は、公職選挙法の遵守について、議会、行政、市民が理解していけるよう努力することが求められる。